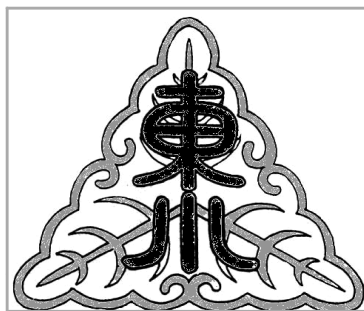


学校いじめ防止基本方針



平成30年4月改訂
みどり市立大間々東小学校

目 次

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめに対する基本認識	
3 未然防止に向けて	
4 早期発見に向けて	
5 解消に向けて	
II いじめ防止等のための校内組織	2
1 目的	
2 組織の構成	
3 役割	
4 活動の概要	
III いじめ防止等の対策に関する取組	3～4
1 いじめ未然防止のための取組	
2 いじめ早期発見のための取組	
3 いじめ解消のための取組	
IV いじめに対する措置	4～7
1 いじめの発見から解決までの指導の流れ	
2 いじめの被害者、その保護者への指導	
3 いじめの加害者、その保護者への指導	
4 いじめを見ていた児童への働きかけ	
5 重大事態発生時の対応	
6 ネット上のいじめへの対応	
V 保護者地域との連携	7
VI 教育委員会及び関係機関との連携	7
VII いじめ防止に関する年間計画	別紙
VIII 評価の実施	7
※ いじめ発見チェックリスト(家庭用)	8

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) 児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめに対する基本認識

いじめ防止等の対策は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) 日頃から、子ども、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。特に、学校として配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。
- (3) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

5 解消に向けて

いじめが発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることとし、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- (3) 校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の子どもや保護者への説明責任を果たすとともに、いじめ解決へ向けて努力していく。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ

た場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
(7)必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

II いじめ防止等のための校内組織等

1 目的

学校におけるいじめ防止、早期発見及び解消等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を組織する。校長を中心に、全職員が協力体制を確立し、学校の課題や現状を踏まえて、現実的かつ適切に動いていく。

2 組織の構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年生徒指導担当
・養護教諭・スクールカウンセラー・学校カウンセラー

※必要に応じて、関係職員・校外関係者(P T A、学校評議員、民生委員児童委員等)を入れる場合有

3 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (5) 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

4 活動の概要

(1) 校長・教頭

- ①学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮する。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③学校通信や学校のWebページ等で、学校がいじめ防止等の取り組みについて情報発信する。

(2) 教務主任

- ①生徒指導の機能を生かした授業作りの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

(3) 生徒指導主任

- ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ②いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- ③関係機関との連絡・調整を行う。
- ④いじめ防止対策委員会を開催する。

(4) 教育相談主任

- ①教育相談を計画・実施し、実施状況の報告を行う。
- ②気になる児童への対応の提案を行う。
- ③Q-U調査の結果を分析・活用し、一人一人に居場所のある学年・学級経営を推進する。
- ④スクールカウンセラーや学校カウンセラーとの面談計画の提案、調整を行う。

(5) 学年生徒指導担当

- ①いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告を行う。
- ②いじめ防止活動についての学年の取り組みを提案、報告する。

(6) 養護教諭

- ①欠席や保健室における利用・相談状況から児童理解に努め、担任や管理職への報告を行う。
- ②保健室の活用についての提案を行う。

(7) スクールカウンセラー・学校カウンセラー

- ①加害・被害児童や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメントを行う。

Ⅲ いじめ防止等の対策に関する取組

1 いじめ未然防止のための取組

(1) 校内指導体制の確立

- ①いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

(2) 授業改善に関する取組

①「わかる」「楽しい」授業の実施

- ・「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を生かした授業作りに全職員で取り組む。
- ・一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。

②「信頼関係」のある授業の実施

- ・児童の発言やがんばり、よさを多面的に認める。

(3) 居場所があり、お互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成

①人権教育の充実

- ・人権教育の基盤をなす「常時指導」を授業や給食、清掃、休み時間等、児童が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- ・人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。

②道徳教育の充実

- ・道徳の時間には、規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気、**生命の尊さ**など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について児童がじっくりと考えを深められるようにする。
- ・道徳教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と道徳教育との関連を図りながら指導ができるようにする。

③特別活動の充実

特別活動の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と特別活動との関連を図りながら指導ができるようにする。

○学級活動の充実

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や、一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な実践をする。
- ・話し合いの議題の選定から司会までを、全ての児童に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

○児童会活動

- ・学校評価などの結果を基にして、児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- ・児童会を中心にいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として児童主体の取組を推進する。
- ・児童会を中心とした朝のあいさつ運動、縦割り団活動を継続する。

④教職員の人権感覚

- ・児童一人一人がかけがえのない存在であることを自覚し、大切な一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大事な部分であることを認識する。
- ・人権感覚を高め、不用意な言動で、いじめを助長するようなことがないようにする。

⑤保護者や地域に対する啓発

- ・学校の様子を積極的に発信する。(学校便り、Webページ、学年・学級便り等)
- ・保護者だけでなく、地域の区長会、民生委員児童委員等とも、児童の様子を定期的に情報交換する。

⑦関係機関との連携

- ・警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図っておく。

2 いじめ早期発見のための取組

(1) 教育相談体制の充実

- ①児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、児童・保護者が相談できる体制や地域の方から情報を寄せてもらえる体制を充実させる。
- ②定期的な面談の実施や児童が希望するときには面談ができる態勢を整えておく。
- ③面談方法や面談結果について、スクールカウンセラーや学校カウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

(2) 教師と児童との日常の交流を通じた発見

- ①日常の言葉掛けによる関わりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、一人一人の児童の気になる様子に気を配る。

(3) 複数の教員の目による発見

- ①多くの教職員が様々な教育活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ②休み時間や昼休み、放課後の校内巡回で、教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童のトイレをのぞいたり、一緒に遊んだりする中で、いじめに結びつく小さな問題を見逃さないようにしていく。

(4) アンケート調査の実施

- ①悩み事を含めた「いじめに関するアンケート調査」を、学校全体で定期的に取り組む。また、児童の実態を把握し、学級経営に生かすために、年2回のQ-U検査を実施する。

(5) 保護者や地域からの情報提供

- ①日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識のもと、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに真摯に耳を傾ける。
- ②保護者が子どもの変化を読み取れるよう、「チェックポイント」を知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

(6) ネットいじめの対応の強化

- ①関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発を行う。

3 いじめ解消のための取組

(1) 校内組織による迅速な対処

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」で対応し、児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと指導及び支援する。また、市教育委員会に報告する。

(2) 外部との連携による対処

- ①いじめの内容により、被害者の意向にも配慮した上、警察や児童相談所等関係機関と連携して対処する。

IV いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

(1) いじめ情報のキャッチ・第一次事実確認(該当児童の担任、第一発見者他)

(2) 情報を集める(教職員・児童・保護者・地域住民他)

(3) 対応方針の決定・支援体制の確立

- ・被害児童からの事情聴取と支援担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・加害児童からの事情聴取と指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

①事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は被害者→周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)→加害者の順に行う。

2 いじめの被害者、その保護者への支援

(1) 被害児童への対応

①基本的な姿勢

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方になる。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

②事実の確認

- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

③支援

- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるような体制を整えておく。

×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

④経過観察

- ・日常の声かけやチャンス相談等により、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係作りを支援する。

(2) 被害児童の保護者への対応

①事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

②学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

③対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

×保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などという。

×「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの、誤った発言をする。

×電話で簡単に対応する。

3 いじめの加害者、その保護者への指導・助言

(1) 加害児童への対応

①基本的な姿勢

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

②事実の確認

- ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

③指導

- ・被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。

④経過観察

- ・日常の声かけやチャンス相談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(2) 加害児童の保護者への対応

①事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で、児童に事実の確認をする。

- ②相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、お子さんをよりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したり、恫喝したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。
×これまでの子育てについて批判する。

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

(1) 基本的な指導

- ①いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ②いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

(2) 事実の確認

- ①いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

(3) 指導

- ①周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ②被害児童は、周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童の態度を、どのように感じていたかを考えさせる。
- ③これからどのように行動したら良いのかを考えさせる。
- ④いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ⑤いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(4) 経過観察

- ①学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ②いじめが解決したと思われる場合にも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の報告

- ・学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

②組織の構成

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年生徒指導担当・養護教諭
- ・スクールカウンセラー・学校カウンセラーで構成される通常の「いじめ防止対策委員会」を母体に、必要に応じて、**みどり市いじめ問題対策連絡協議会**や**みどり市いじめ問題専門委員会**等の支援と協力を仰ぐ。

③調査

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心にして、事実関係を明確にするために、教育委員会の指導及び支援を得て、調査を実施する。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関である**みどり市いじめ問題専門委員会**に調査を依頼し、実施する。

④調査結果の提供及び報告

- ・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- ・学校は、情報の提供に当たって、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を

調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

- ・必要に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告する。
- ・報告後、再調査の措置をとることがあり得る。

参考：調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

- ・報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

②再調査を行う機関

- ・群馬県教育委員会が設置している「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」を活用して、当該調査の公平性・中立性を図る。

③再調査の結果を踏まえた措置等

- ・再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、該当調査に係る重大事態への対処は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
- ・再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る重大な人権侵害であることを理解し、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努める。
- (2) ネット上のいじめを発見した場合には、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

V 保護者地域との連携

- ・保護者は、児童の教育について第一義的責任を負うものである。いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、平素より家庭との連携を深める。
- ・社会全体で子どもを見守り育むため、学校支援センターや放課後子ども教室の活動を推進するとともに、放課後児童クラブとの連携を図る。また、県内12地区で開催されるいじめ防止フォーラムに参加し、大人と子ども双方の視点でいじめ問題について考える機会を設ける。

VI 教育委員会及び関係機関との連携

- ・平素より警察、児童相談所、地域団体等と速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組む。
- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、校長会、PTA連合会、青少年育成推進会議、群馬県子ども会育成連合会、スポーツ少年団、人権擁護委員連合会、医療機関等など、健全育成に係る関係団体で組織されたみどり市いじめ問題対策連絡協議会や、より実効的なみどり市教育委員会附属機関であるみどり市いじめ問題専門委員会との連携を図っていく。

VII いじめ防止に関する年間計画

別紙による

VIII 評価の実施

- ・年間計画に位置づけた各取組に関しては、各月の生徒指導部会で検証し、見直し・改善を図る。
- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組について自己評価を実施する。
 - (1) いじめ防止に向けた取組に関すること。
 - (2) いじめの対処に関すること。
- ・年度末の「いじめ防止対策委員会」で、当該年度のいじめに関する取組の検証を行い、基本方針の見直し・改善を図る。

■いじめ発見のチェックポイント(家庭用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。
(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなる。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などを身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出す。
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。